

29.10.19

教育環境上望ましくないと考えられるデメリット

- ①児童の通学上、他の学校施設のすぐそばを通過して、遠くの学校へ通学するような場合
- ②児童の通学上、他の小学校区をまたいでの通学、または、他の小学校区を大きく迂回して通学するような場合
- ③小中一貫教育を行う上で、同一中学校区内の小学生の間に教育機会等の不均等が生じるおそれがある場合
- ④通学距離が、学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲を超えるような距離の場合

【第三中学校区の適正配置案作成時にいただいたご意見】

- ①、②、③

【第四中学校区の適正配置案作成時にいただいたご意見】

- ③、④